

【54 釈 文】西群馬郡高崎駅四十二町諸税上納猶予願い

(明治十四年：一八八二)

西群馬郡高崎駅四拾貳ヶ町、十四年
度第二期納地租割・戸数割及ヒ
公儲金、八月中上納可致旨御達二付、
速ニ徵收手續キ相運候処、折節
該駅一般ヨリ惣代ヲ以テ県庁江伺
出之儀有之、引続キ民心モ彼是動揺シ、
右故徵收物等江自然差響キ、追々
遅延相成奉恐入候、最モ当今、精々
取纏メ居候得共、前断之次第ニテ、
何分一時ニ取纏方行届兼候間、何卒
特別之御詮議ヲ以テ、本月三十日
マテ上納方御猶予被成下度、此段
奉歎願候、以上

西群馬郡高崎

戸長

明治十四年九月十日 齋藤 義一 印

原田 種 印

楫取群馬県令殿

〈群馬県行政文書・明治十四年「儲蓄」

AO-181-AOM No. 108 1/2〉

【54読み下し文】

西群馬郡高崎駅四拾二ヶ町、十四年

度第二期納め地租割・戸数割及び

公儲金（こうちよきん）、八月中上納致すべき旨御達しに付
速（すみ）やかに徴収手続き相運び候処、折節（おりふし）

該駅一般より惣代を以（もつ）て県庁へ伺い

出の儀これ有り、引き続き民心も彼是（かれこれ）動揺し

右故（ゆえ）徴収物等へ自然差し響き、追々

遅延相成り恐れ入り奉り候、最も当今精々

取り纏（まと）め居り候えども、前断の次第にて

何分（なにぶん）一時に取り纏め方行き届き兼ね候間、何卒（なにとぞ）

特別の御詮議（せんぎ）を以て、本月三十日

まで上納方御猶予成し下され度、此の段

歎願（たんがん）奉り候、以上

西群馬郡高崎

戸長

明治十四年九月十日

斎藤 義一 印

原田 種 印

楫取群馬県令殿

〈群馬県行政文書・明治十四年「儲蓄」

AO一八一AOM No.一〇八 1/2〉